

(審査案件第67号)

答 申

第1 審査会の結論

「〇〇に所在した自作農創設地にかかる、昭和26年度強制譲渡計画書を以って使用目的を変更された土地の売り払い処分に係わる文書一切について」を不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立て等の経過

- 1 平成18年(2006年)2月18日付けで、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、「〇〇に所在した自作農創設地にかかる、昭和26年度強制譲渡計画書を以て使用目的を変更された土地の売り払い処分に係わる文書一切について」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成18年3月6日付けで、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対し、昭和43年度以前の売払いに関する文書が保管されていないとして不存在とする公文書不存在決定(以下「本件決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成18年4月13日付けで、異議申立人は、本件決定の取消しを求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書及び意見書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件実施機関が行った本件決定において不存在としたのは、国有財産の処分に係る文書であり、永年保存すべき保存義務を負う重要な公文書である。
- 2 本件請求に係る自作農創設地の一部は、昭和29年7月31日に売払い手続がなされていたにもかかわらず、昭和40年5月26日まで所有権移転登記手続がなされていない。
- 3 本件請求に係る自作農創設地の一部は、〇〇の土地区画整理事業が執行されており、同事業地内に係る農地法手続は、同事業に係る強制法規を免れるための方便である。
- 4 本件実施機関が、本件請求に係る公文書を現在管理していないことをもって、直ちに本件決定を行ったことは不当である。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が、理由説明書及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求に対して「〇〇に所在した自作農創設地において、昭和26年度に自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令第2条の規定により譲渡された土地につき、農地法第80条の規定により売り払いされた際に作成された文書一切」を請求対象文書（以下「本件請求対象文書」という。）と特定した。
- 2 本件請求対象文書に係る事務処理は、売り払うべき土地等として農地法第80条による農林大臣の認定のあったものについて、「農地法による国有財産売払事務処理要領」により、当該売払いに係る買受申込書の進達及び審査等を都道府県知事が行い、売払決議及び売払通知書の交付等については国の機関である農地事務局長が行っていたものである。
- 3 本件請求対象文書の対象年度である昭和43年度以前において本県の文書規程であった長野県庁中処務細則及び長野県文書取扱規程においては、農地法第80条による

農地の売払いに関する文書管理について規定されておらず、保存義務がないことから、本件請求対象文書は廃棄したものと考えられる。

- 4 農地法第80条による農地の売払いに関する文書の保管状況について調査したところ、昭和44年度以降の当該文書は書庫において保存されていることが確認されたが、当該文書中に本件請求対象文書を確認することは出来なかったため、本件請求対象文書を管理していない。
- 5 本件条例第11条第2号は「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない」と規定していることから、本件請求対象文書を管理していないことをもって不存在と決定した。
- 6 農地法第80条により売り払われた土地の登記手続は、「農地法による国有財産売払事務処理要領」において、売払いのあった土地等につき買受者から所有権移転登記嘱託請求書の提出があったときに、国の機関である農地事務局長が所有権移転登記嘱託書を作成し、管轄登記所に送付することにより行うと規定しており、実施機関に瑕疵はない。
- 7 異議申立人のその余の主張については、本件決定とは関係のないものである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責任を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の運用に当たっては、この理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求対象文書について

自作農創設地に係る農地の権利移転の手続きを整理すると以下のとおりである。

自作農創設特別措置法（昭和21年法律第43号）に基づき不在地主が所有しているとされた農地は①同法第3条の規定により国が買収する。この農地は②同法第16条の規定により小作人等へ売渡しが行われる。ただし、当該農地は用途の変更や売却に制限があり、この制限に抵触する場合は国に譲渡しなければならない。この手続は③自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和25年政令第288号。以下「政令」という。）第2条の規定により行われる。この規定により国に譲渡された農地は、国が保有するほか、④農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。本法の施行に伴い自作農創設特別措置法及び政令は廃止された。）第36条の規定により農地として売渡しが行われる場合と、⑤法第80条の規定により、農地としての用途を廃止し、売り払われる場合とがある。

異議申立人が本件請求において公開を求める「〇〇に所在した自作農創設地にかかる、昭和26年度強制譲渡計画書を以て使用目的を変更された土地の売り払い処分に係わる文書」とは、上記⑤の手続（以下「法80条売払手続」という。）に係る文書であると認められる。

3 本件請求対象文書の取得について

法80条売払手続の事務処理について規定した各都道府県知事及び国の機関である各農地事務局長あての「農地法による国有財産売払事務処理要領」（昭和28年3月19日付け28地局第749号農林省農地局長通知）第1第2項には、「売払地の買受申込をしようとする者は、買受申込書を農地事務局長に提出するものとする。（略）なお、買受申込書の提出は、なるべく都道府県知事を経由するよう指導されたい」と規定されている。また、当該事務処理要領第1第3項第1号には「都道府県知事は、送付のあった買受申込書の内容を調査し売払調書を添えて、これを農地事務局長に進達する」と規定されていることから、仮に買受申込書が本件実施機関を経由していたとすれば、本件実施機関において、少なくとも進達の際に添付する売払調書の作成のために調査、起案、決裁に係る文書を作成していたものと思料される。また、この場合、本件実施機関に買受申込書の正本及び副本が提出され、又は、本件実施機関において正本を複製し副本を作成していたとすれば、当該副本も取得していたものと考えられる。したがって、本件請求対象文書としては、「売払調書を作成するための調査、起案、決裁に係る文書」及び「買受申込書の副本」（提出又は複製されていた場合）が該当するものと認められる。

なお、買受申込書は都道府県知事の経由が必ずしも必要とはされていないことから、そもそも本件実施機関が本件請求対象文書を取得していなかった可能性も否定

できない。

4 本件請求対象文書の保存・廃棄について

上記3のとおり、仮に買受申込書が本件実施機関を経由していたとすれば、本件実施機関において「売払調書を作成するための調査、起案、決裁に係る文書」及び「買受申込書の副本」（提出又は複製されていた場合）を作成又は取得していた可能性がある。

通常、県の機関において公文書を作成又は取得した場合、文書の完結後は文書事務に関する規程に基づいて作成された文書の分類に従って必要な期間保存され、保存期間満了後には原則として廃棄されることになる。しかし、本件実施機関は、本件請求対象文書の対象年度である昭和43年度以前の本県の文書規程であった長野県庁中処務細則及び長野県文書取扱規程においては、法80条売払手続に関する文書管理について規定されておらず、保存義務がないことから廃棄したものと考えられる旨主張する。そこで、法80条売払手続に関する文書の保存・廃棄がどのように規定されていたのか、また、実際の保存・廃棄がどのように行われていたのかについて、以下検討する。

(1) 本件請求対象文書を含む関係文書の保存・廃棄に関する規定について

本件請求対象文書は、昭和26年度に政令第2条の規定により国に譲渡された土地について、法第80条により売払いが行われた際に作成された文書である。また、異議申立人が異議申立書及び意見書において、昭和29年7月31日に売払い手続がなされた本件請求に係る自作農創設地の一部について言及していることから、本件請求対象文書を作成又は取得していたとすると、その作成又は取得がなされたのは昭和26年度から昭和29年度の間であったと推認される。

よって、当該期間における文書の管理について確認すると、まず、昭和30年度までの文書事務に関する規程である長野県庁中処務細則（大正15年庁達第6号）に基づき定められた、「文書編さん類目保存期限基準」（昭和25年10月14日長野県文書課）には、法80条売払手続に関する文書（本件請求対象文書はこれに含まれる。）について保存期間は掲載されていない。

次に、昭和31年度から昭和43年度までの文書事務に関する規程である長野県文書取扱規程（昭和31年長野県訓令第2号）に基づき定められた、「文書保存分類基準表」（昭和34年4月1日長野県総務部文書広報課）には、将来開拓し、農地にするとして取得した土地の法第80条による売払いに関する文書の保存期間は「10年」とされているが、法80条売払手続に関する文書の保存期間については掲載されていない。しかし、当該規程は昭和42年長野県訓令第15号（昭和42年9月

28日)によって改正されており、当該改正に伴って「文書保存分類基準表」に替わり制定された「長野県文書分類表」(昭和42年10月1日長野県総務部文書学事課)には、法80条売払手続に関する文書については「80条2項買受申込」として保存期間が「10年」とされていることが確認できた。

また、長野県庁中処務細則及び長野県文書取扱規程には、保存期間を経過した文書は廃棄しなければならない旨規定されている。

なお、上記長野県文書取扱規程は昭和43年度末をもって廃止され、昭和44年4月1日からは長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)が文書事務に関する規程として適用されているところである。

(2) 審査会の判断

(1)で確認した事項を整理すると次のとおりである。

- ① 昭和25年度作成の「文書編さん類目保存期限基準」には、法80条売払手続に関する文書についての保存期間が掲載されていないこと。
- ② 昭和34年度作成の「文書保存分類基準表」には、法80条売払手続に関する文書についての保存期間が掲載されていないこと。
- ③ 昭和34年度作成の「文書保存分類基準表」には、将来開拓し、農地にするとして取得した土地の法第80条による売払いに関する文書の保存期間が「10年」とされていること。
- ④ 文書保存分類基準表に替わって昭和42年10月1日に制定された「長野県文書分類表」には、法80条売払手続に関する文書の保存期間が「10年」とされていること。
- ⑤ 本件請求対象文書を作成又は取得していたとすると、その作成又は取得がなされてから相当の時間が経過していること。
- ⑥ 文書事務に関する各規程には、保存期間の経過した文書は廃棄しなければならない旨規定されていること。

以上のことから、「本件請求対象文書の対象年度である昭和43年度以前の本県の文書規程においては、法80条売払手続に関する文書管理について規定されておらず、保存義務がないことから廃棄したものと考えられる」旨の本件実施機関の主張を検討すると、上記①、②及び④により、少なくとも昭和42年10月前においては、保存に関する規定がなかったという部分については容認することができる。しかし、一般に、県の機関において保存期間の規定がない公文書を作成又は取得した際には、その文書の性格、軽重等を適宜判断し、適正な期間保存されるべきものであり、保存期間の規定がないことをもって直ちに保存義務がないとまでいうことはできない。

そこで、本件請求対象文書の保存・廃棄について上記③から⑥までにより検討すると、本件請求対象文書は、作成又は取得されていたとすると文書の完結後10年程度保存され、文書事務に関する規程に従って廃棄されたものと解するのが相当であり、仮に本件請求対象文書を作成又は取得していたとしても現在まで保存する義務はないものと理解することが妥当である。

したがって、本件実施機関の主張は結論において是認できるものである。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件実施機関が、本件公文書が現在存在しないことをもって直ちに本件決定を行ったことは不当であると主張するが、本件条例第11条第2項は、公開請求に係る公文書を管理していないときは、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないとしているのであるから、異議申立人の主張は認められない。

異議申立人のその余の主張については、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成18年（2006年）	5月30日	諮問
	6月12日	審議
平成19年（2007年）	4月27日	「公文書不存在決定に係る理由説明書」受領
	6月19日	「意見書」受領
平成20年（2008年）	1月31日	審議
	10月15日	審議
	11月19日	審議
	12月25日	実施機関からの意見聴取及び審議 (なお、異議申立人からは意見陳述の希望がなかった。)
平成21年（2009年）	2月5日	審議
	3月16日	審議終結